

<石狩市介護保険福祉用具購入費支給申請の手引き>

1 対象となる方

石狩市の介護保険の被保険者で、以下の要件を満たす方

- 要介護認定を受けていて、認定有効期間内である

2 申請の流れ

1. 北海道（札幌市）の指定を受けた事業者から、特定福祉用具を購入

○購入時に、利用者から事業者へ代金を支払います。受領委任払（事業者が福祉用具購入費を立て替える）の場合は代金の1割、2割または3割、償還払（利用者が市に福祉用具購入費を請求する）の場合は全額となります。



2. 市へ申請

○申請書、請求書、福祉用具カタログ、福祉用具サービス計画書、領収書（原本）を提出していただきます。



3. 審査

○申請内容が要件を満たしているか、審査します。



4. 承認

○福祉用具購入費の支払いを承認する場合は、お持ちいただいた領収書に承認印を押して返還します。



5. 福祉用具購入費の支給…福祉用具購入代金の9割、8割または7割

○石狩市の申請様式や受領委任払の契約事業者等は、HPから閲覧・ダウンロードできます。

3 支給上限額

一人の被保険者に対し、1年間（4月1日から翌年3月末までが一年度）に10万円を上限に費用の9割（9万円まで）、8割（8万円まで）または7割（7万円まで）が支給されます。

4 福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具

以下の9つの類型に該当するものが対象となります。

- ① 腰掛け便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具
- ⑥ 排泄予測支援機器
- ⑦ ※固定用スロープ
- ⑧ ※歩行器（歩行車を除く）
- ⑨ ※単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖

※貸与と販売の選択制の対象福祉用具（⑦～⑨）の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は利用者に対し、以下の対応を行う。

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明
- ・利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案

各類型についてのQ&A…過去にあった具体例

<腰掛け便座>

Q-1 既存の洋式便座を、洗浄機能付きの便座に買い替えたいが、福祉用具購入費の支給対象となるか。

A 福祉用具購入費は、あくまで利用者の身体の状態に合わせて必要な物を購入する制度ですので、単に洗浄機能付きの便座に買い替えるだけの目的であれば、対象外です。

<その他>

Q-2 自宅（住民票上の住所）以外で使用する場合、支給対象となるか。

A 子の家等自宅以外が生活の拠点となる場合、支給対象となる場合があるので、購入前に市へご相談ください。

Q-3 同一品目であるが、使用する用途が異なる場合は支給対象となるか。

A 支給対象となる。

Q-2 過去に買った福祉用具と同一品目の物をもう一度買いたいが、対象となるか。

A 福祉用具はその物の合理的な使用方法により使用し、継続して使うことを想定しているため、原則として同一品目の用具の買い替えは対象となりません。

ただし、合理的な使用方法によって使用してもなお、用具が破損してしまった場合などに、破損の程度が著しく、その用具の使用が不可能と認められるような場合に限り、対象となることがあります。

そのような場合には破損の程度を確認するため実物を見せていただくか、または破損の程度が分かるような用具の写真、専門家（福祉用具販売事業者など）の証明などを申請時にご提出いただきますので、購入前に市へご相談ください。

また、過去において福祉用具を購入した時点と比較して、介護の必要の程度が著しく高くなった場合、同一品目の再度購入が可能となります。

本市においては、介護の必要の程度が著しく高くなった場合とは、下記の段階において3段階上がった場合とします。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1または要支援2
第一段階	要支援1

※国において明確な基準が示されていないため、住宅改修にならない、本市ではこの基準を採用しています。